

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年六月十三日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
田中 啓貴	大阪府南河内郡太子町	橿原市東坊城町四三六番一、四三七番一、四三八番一及び四三九番一
田中 啓貴	大阪府南河内郡太子町	橿原市新堂町四番三
田中 啓貴	大阪府南河内郡太子町	橿原市新堂町五番一

二 認可年月日

令和七年六月五日